

広野町公告第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び広野町財務規則(昭和57年広野町規則第14号)第112条の規定により、条件付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年4月15日

広野町長 小松 和真

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 8 広建工事第3号
- (2) 工事名 北釜・大谷地原線道路改良舗装工事
- (3) 工事場所 広野町大字下北迫字東町地内他
- (4) 工事概要 L=200.0m、W=4.0(5.0)m
道路土工
掘削工 825.0m³
路床盛土工 125.2m³ 路体盛土工 194.0m³
カルバート工
プレキャストボックス(7号暗渠工)9.1m(8号暗渠工)14.0m
排水構造物工
側溝工(プレキャストU型側溝)377.4m(勾配調整型側溝)25.1m
舗装工
アスファルト舗装工(表層)1,235.6m²(上層路盤)1,247.0m²
(下層路盤)1,335.5m²
- (5) 予定工期 契約締結の翌日から令和9年1月29日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている業者とする。

- (1) 令和7・8年度広野町工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 広野町において指名停止の期間中でない者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種土木工事業の許可を得ている者であること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定により審査を受けた直近年度の経営事項審査の総合評定値が一定以上であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (7) 対象工事と同種又は類似の建設工事を施工した実績を有すること。
- (8) 対象工事の施工現場に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者を適正

に配置できること。

- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 広野町に本店若しくは営業所を有する者で、支店・営業所については委託先として登録済であること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が工事ごとに必要と定める条件を満たしていること。

3 入札参加申請に必要な書類等の配布・受付期間及び場所

(1) 配布期間

令和8年4月15日(水)から令和8年4月24日(金)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 配布場所

広野町総務課財政係 (電話 0240-27-2111)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 配布方法

配布場所において交付を受け、又は広野町ホームページから取得するものとし、郵送はしない。

4 入札参加の申込み

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、公告により指定された提出期限までに、次に掲げる書類を正本1部提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
- ② 建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し
- ③ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し
- ④ その他町長が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和8年4月15日(水)から令和8年4月24日(金)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出場所等

広野町総務課財政係 (電話 0240-27-2111)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出方法

持参すること。FAX及び郵送での受付はしない。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無について、入札参加資格承認及び条件付一般競争入札参加資格確認通知書により、令和8年5月1日に通知する。

なお、8(4)③により、入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書を令和8年5月26日までに総務課(電話0240-27-2111)まで持参若しくは郵送(5月26日必着)すること。

6 現場説明会・設計図書等の閲覧・質問等

(1) 現場説明会

行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

①閲覧期間

令和8年5月11日(月)から令和8年5月26日(火)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

②閲覧場所等

広野町建設課建設係 (電話 0240-27-4161)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

閲覧期間中に設計図書等貸出申請書により貸し出しを受けることができる。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

①受付期間

令和8年5月11日(月)から令和8年5月20日(水)午後3時まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

②受付方法

設計図書等質問書により、直接持参又はメール、FAXのいずれかによること。なお、FAXの場合は、確認のため、必ず電話連絡をすること。

③受付場所

広野町建設課建設係 (電話 0240-27-4161)

(FAX 0240-27-4539)

(メール kensetsu@town.hirono.fukushima.jp)

⑤回答期間

令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)まで

⑥回答方法等

質問書に対する回答書は、メール又はFAXにて質問者に送信する。

なお、回答書は、令和8年5月22日(金)まで広野町建設課建設係において閲覧できる。

また、回答を広野町ホームページに掲載する。

7 契約条項を示す場所

契約の条項等は、建設課建設係で閲覧することができる。

8 入札執行の日時・場所及び方法

(1) 日 時

令和8年5月27日(水) 午後1時30分

(2) 場 所

広野町役場 201 会議室

(3) 方 法

①入札の場所において直接入札を行う(郵送、電送による入札は、認めない。)

②入札回数は、2回とする。

(4) その他

入札執行日に次の書類を持参すること。

- ①入札参加資格確認通知書（適格者用）の写し
- ②委任状（代理人の場合）
- ③入札保証金の納付を証明する書類（現金で納付した場合は領収書の原本又は写しを提示すること。入札保証金の免除を申請した場合は入札保証金免除申請書の写しを提出すること。）
- ④誓約書

9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 最低制限価格

本入札には最低制限価格を設定する。

最低制限価格を下回る価格での入札は失格とし、当該入札者は落札者とししない。なお、最低制限価格を下回る入札をしたものは、再度入札に参加させないものとする。

11 入札保証金

- (1) 入札参加資格確認通知書（適格者用）を受けた者は、入札の前日までに入札保証金を納付すること（広野町財務規則第 114 条の規定により、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保として有価証券を提供しなければならない。）。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
 - ①保険会社との間に広野町を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
 - ②過去 2 年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない（契約保証金の納付は、契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証に係る証書を提出することにより、これに代えることができる。）。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、これを免除する

- ①契約の相手方が保険会社との間に広野町を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- ②契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

1.3 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、広野町条件付一般競争入札心得において示した条件に違反した入札、入札保証金が所定の比率に満たない者のした入札は、無効とする。

1.4 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 契約の締結

契約については、広野町財務規則及び広野町工事請負契約約款に基づき契約締結する。

(3) 書類は、すべてA4判とすること。

(4) 申請書類等は、広野町ホームページから取得することができる。

(5) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用